# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

#### 1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取盲学校教職員パソコン等 一式

(2) 借入物品の仕様及び数量

別添鳥取盲学校教職員パソコン等賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

- (3) 借入期間
  - ア 理療科教職員パソコン等

令和4年7月1日から令和8年10月31日まで(52ヶ月間)

イ 教職員パソコン等

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで(48ヶ月間)

(4)納入場所

仕様書のとおり。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争 入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加 資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている 者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月 17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 本件公告に示した借入物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当 該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに 提供できる者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

# 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

(1)入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課教育情報化・学校整備担当

電話 0857-26-7933

電子メール kyouikukankyou@pref. tottori. lg. jp

(2)業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課教育情報化・学校整備担当

(3) 入札説明書等の交付方法

令和4年2月24日 (木) から同年3月10日 (木) までの間にインターネットの鳥取県教育委員会事務局教育環境課ホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年2月24日(木)から同年3月10日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

### イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日(火)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日(金)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取県庁2庁舎6階 第2教育会議室

## 5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和4年3月2日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答
  - (1) の質問については、令和4年3月4日(金)までにインターネットの鳥取県教育委員会事務局教育環境課ホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/) によりまとめて閲覧に供する。
- 6 入札参加者に要求される事項
- (1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、7の事前提出物を作成の上、令和4年3月10日 (木) 正午までに郵便等又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。 また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1)入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 入札を行うハードウェアの仕様が分かる資料

提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料(カタログ等)を添付し、蛍光ペン及び付箋等で 該当箇所を明示すること。

- (3) 導入機器に情報漏えいの原因となりうる不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書
- (4) 迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類 (メンテナンスサービス体制図)、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの (代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等)

### 8 資格審査について

- (1) 6の(1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 4 年 3 月 15 日 (火) までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和4年3月16日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和4年3月17日(木)までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 本件入札は紙入札により行うものであること。
- (2)入札書の鳥取盲学校教職員パソコン等賃貸借(理療科教職員パソコン等)に記載する額は、1の(3)のアに掲げる機器一式の借入費用、導入設定・設置費及び導入後52か月間の保守費用並びにソフトウェアライセンスの購入費用、導入設定費並びに導入後52か月間の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用(データ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。)の合計額を52で除して得た月額とすること。また、鳥取盲学校教職員パソコン等賃貸借(教職員パソコン等)に記載する額は、1の(3)のイに掲げる機器一式の借入費用、導入設定・設置費及び導入後48か月間の保守費用並びにソフトウェアライセンスの購入費用、導入設定費並びに導入後48か月間の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用(データ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。)の合計額を48で除して得た月額とすること。合計欄にはそれぞれ計算された月額の合計を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とする。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10パーセントとする。

- (3)賃貸料の支払い方法については、各月の金額を翌月支払うこととする。 (理療科教職員パソコン等に関する支払いは計52回、教職員パソコン等に関する支払いは計48回となる。)
- (4) 入札書(様式第4号)及び委任状(様式第3号)の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とする こと。

- (5)入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」という。) に入れ、密封して提出しなければならない。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。
- (10) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。 また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として9 (2)で入札書に記載した理療科教職員パソコン等に係る賃借料 (月額)に52を乗じて得た金額及び教職員パソコン等に係る賃借料 (月額)に48を乗じて得た金額の合計額(以下「賃貸借料総額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

1

## 15 その他

- (1)入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出 書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが 判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除すると きは、受注者は違約金として賃貸借料総額の 10 分の1に相当する金額を発注者に支払わなけれ ばならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」とい う。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと 認められるとき。
  - (ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - (イ)暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他 財産上の利益を与えること。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
  - ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
  - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、 特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - (ア) 再委託の契約金額が9(2)で入札書に記載した理療科教職員パソコン等に係る賃借料

(月額) 及び教職員パソコン等に係る賃借料(月額)の合計額に 12 を乗じて得た金額の 50パーセントを超える場合

- (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約 に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 10 の(2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証 金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。